

第5編 ダム編

第1章 ダム設計

1. ダムの設計に関しては、「土木設計業務等共通仕様書（案）（建設省技調発第92号の1 昭和62年3月31日）（一部改定 国官技第873号 令和6年3月29日）」（以下、共通仕様書（案）という）に準ずるものとするものとする。

なお、この場合、「調査職員」を「監督員」と読み替えるものとする。

2. 共通仕様書（案）の「第5編 ダム編」「第1章 ダム環境調査」「第2節 環境影響評価」については、下記のとおり共通仕様書（案）の条文に朱書きの条文を追加するものとする。

第2節 環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成27年6月1日国土交通省令第4号)以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

また、熊本県環境影響評価条例(以下、「県条例」という)に係る調査については、「県条例」、「熊本県環境影響評価条例施行規則」(以下、「県規則」という)及び「熊本県環境影響評価技術指針」(以下、「県技術指針」という)に準拠して実施するものとする。

ただし、熊本県公共事業等環境配慮システムに係る調査については、事業課と協議するものとする。